

令和3年第5回春日井市議会定例会提出議案目次

議案番号	議 題	
第84号議案	令和3年度春日井市一般会計補正予算（第8号）	1
第85号議案	令和3年度春日井市水道事業会計補正予算（第1号）	6
第86号議案	令和3年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	7
第87号議案	春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	8
第88号議案	春日井市朝宮公園条例の一部を改正する条例について	10
第89号議案	春日井市体育館条例の一部を改正する条例について	13
第90号議案	春日井市健康管理施設条例の一部を改正する条例について	16
第91号議案	春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	19
第92号議案	春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	22
第93号議案	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について	27
第94号議案	春日井市営住宅条例の一部を改正する条例について	29
第95号議案	春日井市特定都市河川浸水被害対策に関する条例の一部を改正する条例について	31
第96号議案	春日井市下水道条例及び春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	33
第97号議案	春日井市子ども屋内遊び場の指定管理者の指定について	36
第98号議案	春日井市春日井駅北口自転車等駐車場の指定管理者の指定について	37
第99号議案	損害賠償の額の決定について	38
報告第40号	令和3年度春日井市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について	39

報告第41号	令和3年度春日井市一般会計補正予算（第7号）の専決 処分について……………	49
報告第42号	訴えの提起の専決処分について……………	62
報告第43号	和解の専決処分について……………	64

第 84 号議案

令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度春日井市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 94,938 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113,826,151 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		21,534,613	223,473	21,758,086
	2 国庫補助金	6,634,107	223,473	6,857,580
17 県支出金		7,571,431	14,000	7,585,431
	2 県補助金	2,075,813	14,000	2,089,813
20 繰入金		3,169,416	△ 384,321	2,785,095
	1 繰入金	3,169,416	△ 384,321	2,785,095
22 諸収入		3,570,203	13,210	3,583,413
	5 雑収入	2,653,000	13,210	2,666,210
23 市債		14,555,700	38,700	14,594,400
	1 市債	14,555,700	38,700	14,594,400
歳入合計		113,921,089	△ 94,938	113,826,151

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		50,096,616	62,651	50,159,267
	2 児童福祉費	20,278,662	62,651	20,341,313
7 商工費		2,546,115	40,000	2,586,115
	1 商工費	2,546,115	40,000	2,586,115
8 土木費		12,477,990	△ 249,289	12,228,701
	4 都市計画費	7,644,392	△ 249,289	7,395,103
10 教育費		11,660,672	51,700	11,712,372
	4 社会教育費	3,628,263	51,700	3,679,963
歳出合計		113,921,089	△ 94,938	113,826,151

第 2 表 継続費補正

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
土木費	河川費	熊野桜佐地区 雨水 2 号 調整池整備	855,000	2	200,000	855,000	2	200,000
				3	655,000		3	545,000
							4	110,000

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	東 部 市 民 セ ン タ ー エ レ ベ ー タ ー 改 修 工 事	21,000
消 防 費	消 防 費	消 防 署 移 転 用 地 造 成 工 事	149,500

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市 道 整 備 事 業	令和 4 年度	140,000

第 5 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的		補 正 前			補 正 後				
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
教育債	社会教育 施設整備 事業	1,181,100	普貸又証発 通借は券行	4.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	政府そ 他の金 融機関の 資金につ いては、 その融資 条件によ る。ただ し、財政 の都合に より据置 期限及び 償還期限 を短縮若 しくは繰 上償還又 は低利に 借り換え ることが できる。	1,219,800	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ

第 85 号議案

令和 3 年度春日井市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度春日井市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度春日井市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 水道事業収益	6,084,393千円	451,049千円	6,535,442千円
第 3 項 特 別 利 益	2千円	451,049千円	451,051千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	5,802,958千円	40,954千円	5,843,912千円
第 2 項 営業外費用	115,895千円	40,954千円	156,849千円

（債務負担行為の補正）

第 3 条 予算第 5 条表中「上水道施設 LED 照明器具借上」の項の次に次のように加える。

水道料金等納入通知書等 作成業務	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	29,100
---------------------	------------------------	--------

令和 3 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 86 号議案

令和 3 年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度春日井市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度春日井市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 下水道事業収益	7,017,269千円	12,289千円	7,029,558千円
第 1 項 営業収益	4,107,147千円	37,350千円	4,144,497千円
第 2 項 営業外収益	2,910,121千円	△274,217千円	2,635,904千円
第 3 項 特別利益	1千円	249,156千円	249,157千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	6,743,576千円	12,289千円	6,755,865千円
第 3 項 特別損失	1,100千円	12,289千円	13,389千円

（他会計からの補助金の補正）

第 3 条 予算第 11 条中「473,278千円」を「223,989千円」に改める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

春日井市長 伊 藤 太

第 87 号議案

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険条例（昭和34年春日井市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険条例の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の支給額を引き上げるため必要があるからである。

第 88 号議案

春日井市朝宮公園条例の一部を改正する条例について

春日井市朝宮公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市朝宮公園条例の一部を改正する条例

春日井市朝宮公園条例（平成28年春日井市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 多目的広場

別表「1 施設使用料」の表中

テニスコート	1面	1時間につき	300円	を
テニスコート	1面	1時間につき	300円	
多目的広場	全面	2時間につき	3,200円	に
	2分の1	2時間につき	1,600円	

改め、同表備考第1項中「の専用利用及び諸室並びに」を「(個人利用を除く。)、多目的広場及び」に改める。

別表「2 附属設備使用料」の表中

区分			単位	金額	を
照明設備	全面	全点灯	30分につき	800円	
		2分の1点灯		400円	
		4分の1点灯		200円	
2分の1	2分の1	全点灯	30分につき	400円	
		2分の1点灯		200円	
		4分の1点灯		100円	

区分			単位	金額	に
照明設備	陸上競技場	全面	30分につき	800円	
		2分の1点灯		400円	
		4分の1点灯		200円	
	2分	全点灯	30分につき	400円	

		の1	2分の1点灯	200円	
			4分の1点灯	100円	
	多目的 広場	全面		30分につき	100円
		2分の1		30分につき	50円

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市朝宮公園条例の規定中多目的広場に係る利用の許可、使用料の納付その他多目的広場を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

説 明

この案を提出するのは、新たに朝宮公園に多目的広場を設ける等のため必要があるからである。

第 89 号議案

春日井市体育館条例の一部を改正する条例について

春日井市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市体育館条例の一部を改正する条例

春日井市体育館条例（昭和60年春日井市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第2号中「及び第2項」を「から第3項まで」に改める。

第4条第1項中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改める。

第6条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 総合体育館の施設利用者（運動広場の利用の許可を受けた者に限る。）は、別表第2に定める使用料を利用の日までに納付しなければならない。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

1 総合体育館運動広場使用料

区分	単位	金額
アマチュアスポーツのために利用する場合	2時間につき	1,200円
その他の場合	2時間につき	3,600円

備考

- 1 規則で定める利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、超過又は繰上時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、1時間に相当する額を徴収する。
- 2 入場料等を徴収し、又は営利を目的とする場合の使用料の額は、「その他の場合」に定める額とする。
- 3 施設利用者が使用料を納付する前に利用を取り消した場合における使用料は、この表に定める使用料に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該

各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 利用日の29日前から20日前までに利用を取り消した場合 100分の30

(2) 利用日の19日前から10日前までに利用を取り消した場合 100分の70

(3) 利用日の9日前から当日までに利用を取り消した場合 100分の100

4 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。

2 総合体育館運動広場照明設備使用料

単位	金額
30分につき	350円

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市体育館条例の規定中総合体育館運動広場に係る利用の許可、使用料の納付その他総合体育館運動広場を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

説 明

この案を提出するのは、新たに総合体育館運動広場の使用料を定めるため必要があるからである。

第 90 号議案

春日井市健康管理施設条例の一部を改正する条例について

春日井市健康管理施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市健康管理施設条例の一部を改正する条例

春日井市健康管理施設条例（平成2年春日井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表「3 保健センターの大会議室等」の表を次のように改める。

3 保健センターの施設

区分	金額		
	午前	午後	夜間
和室	1,600円	2,100円	2,100円
料理教室	2,200円	2,800円	2,800円
体育室兼運動訓練室	1時間につき400円以内において市長が定める額		
軽運動室	1時間につき200円		
卓球場	卓球台1台1時間につき100円		

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 特別の設備若しくは器具を設けて電力を使用するとき又は体育室兼運動訓練室及び軽運動室において冷暖房設備を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の春日井市健康管理施設条例の規定中軽運動室及び卓球場に係る利用の許可、使用料の納付その他軽運動室及び卓球場を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

説 明

この案を提出するのは、新たに保健センターの軽運動室等の使用料を定めるため必要があるからである。

第 91 号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条） に改める。
第6章 雑則（第50条） 」

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、家庭的保育事業者等が行う記録等について電磁的記録により行うことができることとするため必要があるからである。

第 92 号議案

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を
「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 雑則（第53条）
第5条第2項から第6項までを削る。
第38条第2項を削る。
本則に次の1章を加える。
第4章 雑則
（電磁的記録等）
第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもの
のうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、
副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が
記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うことが規定されて
いるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子
的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で
作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
以下同じ。）により行うことができる。
2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出につ
いては、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等
の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保
護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）
を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・

保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記録された記載事項」とあるのは「記録された同意に関する事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「記載事項を記録した」とあるのは「同意に関する事項を記録した」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じ、保育所等が行う記録等について電磁的記録により行うことができることとするため必要があるからである。

第 93 号議案

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例について

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第20条の表上記以外の一般廃棄物（市長が指定した場所に搬入したものに限り。）の項中「100円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、家庭系廃棄物の処理手数料を改定するため必要があるからである。

第 94 号議案

春日井市営住宅条例の一部を改正する条例について

春日井市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市営住宅条例の一部を改正する条例

春日井市営住宅条例（平成9年春日井市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表大留住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、大留町地内の市営住宅を廃止するため必要があるからである。

第 95 号議案

春日井市特定都市河川浸水被害対策に関する条例の一部を改正する
条例について

春日井市特定都市河川浸水被害対策に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市特定都市河川浸水被害対策に関する条例の一部を改正する
条例

春日井市特定都市河川浸水被害対策に関する条例（平成17年春日井市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条ただし書」を「第6条ただし書」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第4条中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 96 号議案

春日井市下水道条例及び春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

春日井市下水道条例及び春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市下水道条例及び春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(春日井市下水道条例の一部改正)

第1条 春日井市下水道条例（昭和43年春日井市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(特別の場合における使用料の算定)

第14条の2 使用の開始、休止、廃止又は再開により、使用料計算の基礎となる1月の間の使用日数が15日に満たない場合におけるその月の基本使用料は、前条第1項の規定に基づき算定される基本使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(春日井市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 春日井市水道事業給水条例（昭和36年春日井市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第27条に次の1項を加える。

2 給水の開始、中止又は廃止により、料金計算の基礎となる1月の間の使用日数が15日に満たない場合におけるその月の基本料金は、第23条第2項第1号の規定に基づき算定される基本料金の額に2分の1を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市下水道条例の規定は、令和4年2月1日以後に行うべき水道メーターの点検に基づく使用料について適用し、同日前に行った、又は行うべきであった水道メーターの点検に基づく使用料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、公共下水道の基本使用料の特例を設ける等のため必要があるからである。

第 97 号議案

春日井市子ども屋内遊び場の指定管理者の指定について

春日井市子ども屋内遊び場について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 春日井市子ども屋内遊び場 |
| 2 指定管理者となる団体 | 東京都千代田区神田猿樂町二丁目2番3号
株式会社日本ダイケアセンター |
| 3 指定の期間 | 令和4年2月1日から令和8年3月31日まで |

第 98 号議案

春日井市春日井駅北口自転車等駐車場の指定管理者の指定について

春日井市春日井駅北口自転車等駐車場について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 春日井市春日井駅北口自転車等駐車場 |
| 2 指定管理者となる団体 | 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
センターサイクル春日井連合体 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで |

第 99 号議案

損害賠償の額の決定について

春日井市の道路上における事故について、次のとおり損害賠償を行うものとする。

令和 3 年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 2, 3 0 9, 5 5 2 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■
■■ ■■ |
| 3 事故の概要 | 令和 3 年 7 月 17 日春日井市道 1 3 7 白山線における道路事故 |

報告第 40 号

令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第 6 号）を専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年度春日井市一般会計補正予算(第6号)を次のとおり専決処分する。

令和3年10月19日

春日井市長 伊 藤 太

令和3年度春日井市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度春日井市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528,323千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,458,089千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		18,543,290	528,323	19,071,613
	1 国庫負担金	14,667,338	173,870	14,841,208
	2 国庫補助金	3,816,654	354,453	4,171,107
歳入合計		110,929,766	528,323	111,458,089

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		12,039,961	528,323	12,568,284
	1 保健衛生費	6,725,931	528,323	7,254,254
歳出合計		110,929,766	528,323	111,458,089

令和 3 年度

春日井市一般会計補正予算（第 6 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	18,543,290	528,323	19,071,613
歳入合計	110,929,766	528,323	111,458,089

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	12,039,961	528,323	12,568,284	528,323				
歳出合計	110,929,766	528,323	111,458,089	528,323				

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
1(項) 国庫負担金	14,667,338	173,870	14,841,208
2(目) 衛生費国庫負担金	1,248,121	173,870	1,421,991

2(項) 国庫補助金	3,816,654	354,453	4,171,107
3(目) 衛生費国庫補助金	327,587	354,453	682,040

(3) 歳 出

4(款) 衛生費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1(項) 保健衛生費	6,725,931	528,323	7,254,254	528,323				
2(目) 保健予防費	3,792,302	528,323	4,320,625	528,323				

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費 負担金	173,870	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

1 保健衛生費 補助金	354,453	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

節		説明
区分	金額	
7 報償費	24,000	新型コロナウイルスワクチン接種事業 需用費(52,946)の内訳 消耗品費 9,952 印刷製本費 36,667 医薬材料費 6,327
10 需用費	52,946	
11 役員費	69,173	
12 委託料	281,203	
18 負担金、補助 及び交付金	101,001	

報告第 41 号

令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第 7 号）を専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年度春日井市一般会計補正予算(第7号)を次のとおり専決処分する。

令和3年11月19日

春日井市長 伊 藤 太

令和3年度春日井市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度春日井市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,463,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,921,089千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		19,071,613	2,463,000	21,534,613
	2 国庫補助金	4,171,107	2,463,000	6,634,107
歳入合計		111,458,089	2,463,000	113,921,089

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		47,633,616	2,463,000	50,096,616
	2 児童福祉費	17,815,662	2,463,000	20,278,662
歳出合計		111,458,089	2,463,000	113,921,089

令和 3 年度

春日井市一般会計補正予算（第 7 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

2 補正予算給与費明細書

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	19,071,613	2,463,000	21,534,613
歳入合計	111,458,089	2,463,000	113,921,089

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	47,633,616	2,463,000	50,096,616	2,463,000				
歳出合計	111,458,089	2,463,000	113,921,089	2,463,000				

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
2(項) 国庫補助金	4,171,107	2,463,000	6,634,107
2(目) 民生費国庫補助金	1,795,620	2,463,000	4,258,620

(3) 歳 出

3(款) 民生費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2(項) 児童福祉費	17,815,662	2,463,000	20,278,662	2,463,000				
1(目) 児童福祉 総務費	570,892	400	571,292	400				
2(目) 児童措置費	11,633,815	2,462,600	14,096,415	2,462,600				

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 補助金	2,463,000	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 2,450,000 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 13,000

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	400	子育て世帯への臨時特別給付金事業 時間外勤務手当
10 需用費	630	子育て世帯への臨時特別給付金事業
11 役務費	5,970	
12 委託料	6,000	
18 負担金、補助 及び交付金	2,450,000	

2 補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	2,479 (988)	935,427	7,694,027	5,966,421	14,595,875	2,704,463	17,300,338	
補正前	2,479 (988)	935,427	7,694,027	5,966,021	14,595,475	2,704,463	17,299,938	
比較	0 (0)	0	0	400	400	0	400	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の職員数である。

区分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	
	補正後	227,086	178,862	488,928	122,452	208,856	83,017	643,405	97,970
補正前	227,086	178,862	488,928	122,452	208,856	83,017	643,005	97,970	
職員手当 比較	0	0	0	0	0	0	400	0	
等の内訳	区分	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	その他
	補正後	21,039	400	1,960,694	1,134,027	682,555	1,560	5,210	110,360
	補正前	21,039	400	1,960,694	1,134,027	682,555	1,560	5,210	110,360
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	1,931 (36)		6,553,916	5,418,361	11,972,277	2,389,408	14,361,685	
補 正 前	1,931 (36)		6,553,916	5,417,961	11,971,877	2,389,408	14,361,285	
比 較	0 (0)		0	400	400	0	400	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員の職員数である。

職 員 手 当 等の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当
		補正後	227,086	178,862	420,508	122,452	177,604	74,540	639,450
	補正前	227,086	178,862	420,508	122,452	177,604	74,540	639,050	97,970
	比 較	0	0	0	0	0	0	400	0
等の内訳	区 分	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	そ の 他
	補正後	21,020	400	1,537,916	1,134,027	669,396	1,560	5,210	110,360
	補正前	21,020	400	1,537,916	1,134,027	669,396	1,560	5,210	110,360
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
職員手当等	400	制度改正に伴う 増減分			
		その他の増減分	400	時 間 外 勤 務 手 当	400

報告第 42 号

訴えの提起の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

管轄裁判所	事件名	訴えの趣旨	相手方		支払を求 める額	専決処分日
			所在地	名称		
名古屋 簡易裁 判所	差押債 権取立 請求事 件	相手方に対し、国 税徴収法（昭和34 年法律第147号）第 67条の規定に基づ く滞納者の給与債 権等の支払を求め る。	■■■■■■	■■■■■■	円 275,562	令和年月日 3.8.16

報告第 43 号

和解の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

相手方		事件番号	事件名	和解要旨	専決処分日
所在地	名称				
■■■■■■■■	■■■■■■■	名古屋簡易 裁判所令和 3年(■) 第■■■号	差押債権取 立請求事件	相手方は、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第67条の規定に基づく滞納者の給与債権等275,562円の支払義務があることを認め、令和3年10月11日限り100,000円を、令和3年11月9日限り175,562円を支払うことを約束したので和解する。	令和年月日 3.10.8